

令和 2 年中標津町議会 9 月定例会一般質問

通告	質 問 議 員	質 問 事 項
1	1 5 番 佐 藤 武 志	1) コロナ禍における避難所運営について
2	8 番 江 口 智 子	1) 当町における行政のデジタル化について
3	9 番 高 橋 善 貞	1) 公職選挙法の改正と条例制定について
4	7 番 宗 形 一 輝	1) 入湯税の今後の使われ方について
5	3 番 阿 部 隆 弘	1) 新型コロナウイルス感染症差別防止対策について 2) 組織機構の見直しについて
6	1 8 番 松 村 康 弘	1) 戦略的な情報発信、こまやかなメッセージ発信について 2) 釧路空港におけるピーチアビエーション対応について 3) 中標津町通所介護予防事業の変更について
7	1 2 番 佐 野 弥奈美	1) ウイルス対策時の災害について
8	6 番 松 野 美哉子	1) 町民が健康運動を継続・定着させるための施策について

令和 2 年 9 月 定例会 一般質問

通告 1

質問 コロナ禍における避難所運営について

答弁 地域防災計画等の見直しに取り組みます

15 番 佐藤 武志 議員

【質問：佐藤 武志 議員】

15 番佐藤武志です。先に通告しています、コロナ禍における避難所運営について質問いたします。

過日の新聞報道で避難所の新型コロナウイルス感染防止に必要とされるマスク、消毒液、間仕切り、段ボールベッドの 4 品目の備蓄について、179 市町村にアンケートを行い全て確保しているのが 11 市町村で、4 品とも不足しているのが 57 自治体との結果が発表されました。中標津町は 4 品とも不足です。標津町、別海町も同様ですが、町民から「不安だな」「大丈夫かな」との声が寄せられています。



国は新型コロナウイルス感染拡大を受け、市町村に対し避難所で必要となる 4 品目の個数を想定して確保するよう促しています。想定必要数の決め方は、避難所の数や要支援者の人数などから導く方法がありますが、算出方法は市町村に委ねられています。

町民の不安を取り除くためにも、中標津町で報告した 4 品の数及び充足率をお聞きしたい。

また、想定数を確保できない理由、不足分を充足できる時期についてもお聞きしたい。

【答弁：町長】

佐藤議員御質問の、コロナ禍における避難所運営についてご答弁申し上げます。

議員御説明のとおり、9 月 7 日の北海道新聞に避難所で新型コロナウイルス感染防止に必要とされるマスクや消毒液、間仕切り、段ボールベッドの 4 品目の備蓄について、全道の全市町村に行ったアンケート結果が掲載されました。アンケート結果では全道 179 市町村のうち、4 品目すべてを確保しているのは 11 市町村で、4 品目いずれも想定される必要数を備蓄していないのは 57 市町村に上り、その中には当町も含まれております。

また、議員御説明のとおり、避難所で必要とされる物資の想定必要数の決定方法は市町村に委ねられておりまして、当町の場合は中標津町災害時備蓄計画において、北海道が平成 30 年に見直した地震被害想定調査の結果に基づき、町が行う行政備蓄の想定避難者数を 3,000 人と設定し、その想定避難者数の災害発生後 3 日分を目安に備蓄を進めてきたところでありまして、令和 2 年度末で約 83%の備蓄率となる見込みであります。

しかし、現行の計画では新型コロナウイルス感染症対策に必要とされる物資や想定必要数を算定していないことから、4 品目いずれも想定される必要数を備えていない 57 市町村に含まれているところでございます。

議員御質問の 4 品目の数ですが、マスク 1 万枚、アルコール消毒液 15 リットル缶 1 缶、アルコール配合ハンドジェル 1 本 500ml、ボトル式 72 本、次亜塩素酸水溶液生成パウダー 12 個、これは 50ppm で 500ml スプレーボトルに換算すると約 600 本分になります。それと、間仕切りやプライベート空間確保に使用するためのワンタッチ式簡易テント 200 張、段ボールベッド 100 基を確保しております。

なお、国や北海道においても、被災市町村支援の物資に 4 品目を加えるなど、感染症対策物資の備蓄が進められております。

また、4 品目以外の感染症対策物資として、非接触型温度計、ペーパータオル、ハンドソープ、フェイスシールド、使い捨て手袋、簡易トイレなども確保したところですが、感染症対策物資については、マスクや消毒液の転売規制が解除されたものの、必要な物資を確保することが困難な状況が続いております。

いずれにしても、新型コロナウイルスの感染予防と感染拡大防止に万全を期するため、国や北海道のガイドライン等では、避難所内の対策、必要な物資の備蓄、災害対策本部の対策、被害認定調査時や罹災証明書交付時の対策など、新型コロナウイルス感染症の流行下における災害対応について、多岐に渡って示されておりますので、災害時における避難所や災害対策本部等での感染予防・拡大を踏まえ、早期に地域防災計画をはじめとする各種計画・マニュアル等の見直しに取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

【質問：佐藤 武志 議員】

内容についてはわかりましたが、これをですね、住民にどのような形で周知するのかお聞かせください。

【答弁：町長】

はい。再質問にお答え申し上げます。

住民にこういったものがあるのかというのを知らせるというのは、本当に重要なことですので、機会を持ちまして、広報紙でありますとか、町のホームページ等でしっかりと知らせていきたいというふうに考えております。以上でございます。

令和 2 年 9 月 定例会 一般質問

通告 2

質問 当町における行政のデジタル化について

答弁 先端技術の活用について調査・研究に努めます

8 番 江口 智子 議員

【質問：江口 智子 議員】

8 番、江口智子でございます。当町における行政のデジタル化について質問いたします。

菅新政権の発足に伴い、国はデジタル庁の創設を決定しました。もとより、2022 年度末までに行政サービスを 100% デジタル化するとの国の指標に加え、10 万円の特別定額給付金をめぐり、マイナンバーカードの問題点が浮き彫りとなったことで、デジタル行政のインフラが早急に整えられていくと思われます。

中標津町においては、町内全域への光回線整備の事前加入申し込みが 686 回線となり、数年中には町内どの地域の住民であっても、等しく光回線によるネット環境が利用できる体制が整う予定です。

総務省による専門小委員会の取りまとめによると、行政デジタル化の目的は、住民サービスの充実と自治体職員の働き方改革、すなわち効率化であると二つの角度から論じられています。

以前、IT 業界はドッグイヤーと言われ、人間の 1 年に 7 年分成長する犬と同じ速度で技術が進化していると言われていましたが、その後はマウスイヤー、1 年に 18 年分成長するネズミに例えられています。

町長は所信表明の中で、「IT 化によるスマート農業の推進はもとより、教育、観光、地域住民の生活の充実に努める。」と述べておられます。

これほど進化が目覚ましい分野で、今後デジタル化をどのように推進していくのか、そのお考えを住民サービスの充実と職員の働き方改革の両面より伺います。



【答弁：町長】

江口議員御質問の、当町における行政のデジタル化について御答弁申し上げます。

議員の御質問にもありましたとおり、町内全域への光ファイバー回線の整備を、令和3年度中に完了する見込みであります。これによって地域の情報通信格差は解消され、行政のデジタル化など、住民生活の向上に向けた取り組みを進める上で、最低限必要な基盤整備が整うものと考えておりますので、今後、スマート農業の推進をはじめ、様々な分野での技術革新に期待を寄せているところでございます。

今後のデジタル化の推進について、住民サービスの充実の面で申し上げますと、マイナンバーカードへの健康保険証や免許証の統合など、行政のデジタル化によって住民の方々が窓口に出向くことなく、自宅や職場からいつでもオンラインで手続きが出来るようになることや、教育分野におけるオンライン授業をはじめ、遠隔による行政サービスを享受することが可能になるなど、利便性の向上の観点からも重要な取り組みだと考えております。

すでに道内の市町村が加入する北海道電子自治体共同運営協議会により、住民票や印鑑証明のコンビニ交付など、電子申請サービスのための基盤は整備されておりますので、今後に向け、電子申請の鍵となるマイナンバーカードの普及による利用者の拡大を図るとともに、電子申請を行える窓口申請を拡大していき、地域住民の生活の充実に努めていく考えでございます。

一方、職員の働き方改革の面から申し上げますと、情報通信技術を積極的に活用していくことは、行政運営の簡素化・効率化が図られるだけではなく、現在も収束が見通せない新型コロナウイルスの感染防止対策としてのテレワークの導入なども含め、自治体職員の働き方を考えていく上で重要なことと認識しております。

A I、人工知能、それからR P A、作業の自動化ということですが、こういった先端技術の活用により、これまで人の手で処理していた定型的な業務を自動処理することで、業務の効率化等の効果が期待されるとともに、今後の人手不足への対策や職員の働き方改革にもつながるものと考えておりますので、今後、導入に向け調査・研究を進めてまいります。

菅新政権においては、日本社会のデジタル化の司令塔となる「デジタル庁」の創設に向け作業を進めており、今後、デジタル化に向けて集中的な改革、必要な投資が行われることが予想されますので、政府の動向に注視するとともに、引き続き先端技術の活用について調査・研究に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

【質問：江口 智子 議員】

8 番、江口智子でございます。町のデジタル基盤整備が着々と整えられていくことに、大きな期待をするところであります。

既に多くの自治体では住民がパソコン・スマホから利用できる、SNSによるサービスを提供しています。

1 例を挙げれば、昨年 5 月に使用料が無償化されたライン公式アカウントの地方公共団体プランでは、AI やチャットボットによる住民票等の各種申請や粗大ごみの 24 時間受け付け、地域住民が必要としている情報のセグメント配信、災害時に現在地を入力することで最寄りの避難所を通知、自治体の開設する「ふるさと納税」サイトへのラインアカウントでのログインなど、枚挙にいとまがないほどの多種多様なサービス展開となっています。

AI やRPAによるサービスは、時を選ばず利用できる住民側の利点と職員の業務の簡素化・効率化という点で双方のメリットが合致していますので、費用対効果を検証しつつ、調査・研究を進めていただきたいと思います。中でも早急に検討していただきたいのが、SNSによるプッシュ型の一斉情報配信です。

私自身、連日町のホームページ等を確認し、必要と思う情報はシェアするだけでは見てもらえないため、大切な部分をスクリーンショットに収めるなど、わかりやすい形にして、フェイスブックやライングループで発信し、多くの方から感謝の声をいただいております。コロナ関連の支援金や給付金情報、町のプレミアム付商品券販売に関する情報、花火の情報、また選挙が無投票になったことなど、その情報元の多くは町のホームページであり、だれでも検索してクリックすれば見ることができる情報ですが、このプル型と呼ばれる情報を自ら拾いに行かなくては見ることでできない形態では、必要性を感じない人、機器の操作に慣れない人に見つけてもらうことが難しく、せっかく発信した情報が必要な人に届かないことになりかねません。

そこで、プッシュ型と言ってラインの友達登録のように簡単な登録さえしておけば、登録者に迅速かつ確実に情報を配信することができる形を検討していただきたいのです。

全町民に届くわけではありませんが、それでもコストをかけずに最大多数に届ける方法の一つとして有効であると思います。現在、町で行われている災害等の情報を届ける緊急情報メールやFM放送と合わせて、広報誌では間に合わない情報をこまめに住民に届ける必要性とその方法について、デジタル行政の活用に関する町長のお考えをお聞か

してください。

【答弁：町長】

再質問にお答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、どうも役場のシステムというのは、見に来ていただくというのが重視されているところでございますので、おっしゃるとおりプッシュ型、いわゆるキキボウのような、こちらから積極的に発信するということを、ぜひ研究を進めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

令和 2 年 9 月 定例会 一般質問

通告 3

質問 公職選挙法の改正と条例制定について

答弁 選挙本来の目的に沿った条例提案をいたします

9 番 高橋 善貞 議員

【質問：高橋 善貞 議員】

9 番、高橋善貞です。公職選挙法の改正と条例制定について質問させていただきます。

今年の 6 月 8 日、中標津町 6 月定例会の初日でしたが、参議院議員本会議で、改正公職選挙法が可決・成立しました。

内容を簡単に説明しますと、現在まで執行されてきた町村長選挙と町村議会議員選挙に対して、選挙運動用自動車の使用と選挙運動用のビラの作成、それと選挙運動用ポスターの作成が一部公費で支払われることと、町村議会議員選挙に対して選挙運動用のビラの領布が解禁されます。さらに 15 万円の供託金を納めることも決定されました。

町村議会議員選挙において、現在まで公費で補てんされているのは、800 枚の選挙運動用ハガキの送料だけでしたが、今回の改正で立候補者にとって選挙運動に対する自己負担額が大幅に削減されることになります。

しかし、この法改正をよく見ると、供託金の 15 万円については義務化されますが、先ほどの選挙カー、選挙チラシ、選挙ポスターの 3 点セットの一部公費負担については、「条例制定により」とされ、わかりやすく言えば、各町村の自治体が協議して、最終的に町村議会で議決して決めなさいということになっております。

これでは、町村の有権者数や財政規模、さらに過去からの慣例などにより、一部の町村で公費負担を実施しない可能性があり、当初から全国町村議会議長会が求めてきた議員のなり手不足の解消、多様な人材の議会参加の促進などの目的が失われていく恐れがあります。

本年度、令和 2 年度の当初予算で、中標津町の町長町議会議員選挙の経費は 1,120 万円計上されております。実際 1 日で終わっていますので、若干、執行額は少ないと思いますが、財源は全額が一般財源で、国・北海道からの補助金はありません。



町民、有権者、納税者の理解を得てから条例提案するのはもちろんですが、4年に1度とはいえ選挙経費の増額は明らかであり、財政難の本町にとっては、法改正に対する的確な判断が必要と思われます。

新たに構成された私たち町議会議員 18 名は、先の 6 月定例会で前議会改革特別委員会から報告がありました、先送りになっている議員定数などの積み残し課題と、この問題を合わせて検討していくべきだと私は考えます。

しかし、町長選挙についてはこの問題を町長御自身がお考えにならないといけないので、予算編成のトップで陣頭指揮をとっている町長は、財政担当者、うちの厳しい財政担当者との板挟みで非常に辛い立場ではないかと御察しいたします。

総務省ではこの法律改正の理由を、町村の選挙における立候補に係る環境改善のためとされており、6 月 8 日に参議院で可決成立し、6 月 12 日に公布、公布の日から 6 カ月を経過した日の 12 月 12 日から施行することとなっております。

近隣の町村でこの法律改正後の選挙は、弟子屈町長の任期が今年 12 月 23 日でぎりぎりで、標津町長の任期が来年の令和 3 年 6 月 23 日です。釧路根室管内の町議会議員選挙については、令和 5 年の 4 月、統一地方選挙までありません。

このような状況下ですが、中標津町議会として今後設置が検討されている新たな議会改革特別委員会、それをこの公職選挙法の改正も含めて検討協議していくのも一つの方法と私は思いますが、この公職選挙法の改正について、町長のお考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

高橋議員御質問の公職選挙法の改正と条例制定につきまして、御答弁申し上げます。

この度の公職選挙法の一部改正による選挙公営の拡大につきましては、全国的に町村議会議員のなり手不足が深刻化している中、全国町村議会議長会と全国町村会が、議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備を要望し、これまで都道府県及び市を対象としていた選挙運動用ビラ及びポスターの作成、自動車の使用について、町村の条例により公費負担の対象とすることが可能となったものであります。

公費負担のための条例制定を行うということは、つまり町の財政負担が増加することではありますが、公職選挙法ではお金のかからない選挙の実現、立候補者の機会均等や候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として、選挙公営制度が設けられており、また様々な地域課題に対し民主的な合意形成を進めていくために、町議会の役割は重要

なものであり、選挙運動を通じて、候補者がどのような人物で何をしたい人物なのかを有権者に伝えるためには、政策の比較による選挙が推進されることになり、大変意義のあるものと考えております。

選挙公営制度の拡大につきまして、総務省より法改正の内容を十分に理解し、運用に遺漏のないよう配慮を求める通知が出されているとともに、すでに選挙公営制度が対象となっている市議会議員及び市長選挙においては、北海道内すべての市が条例を制定し、1市を除く34の市が選挙公営制度の3点をすべて条例に位置付けていることでもありますので、本町においても公職選挙法の改正に則り、3点の選挙公営すべてを含めた条例を制定させていただく考えでございます。

道内各市の条例内容を拝見しますと、ポスター作成経費の限度額を独自に設定している自治体も見られ、また、先の町議会議員選挙におけるポスター作成経費でも候補者ごとにばらつきが見られたことから、町独自の限度額を設定する必要性なども含め、条例の具体的内容を選挙管理委員会十分に検討するとともに、議会の意見をお伺いすることができるのであればお聞かせいただいた上で、条例提案をさせていただく考えでございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 9 月 定例会 一般質問

通告 4

質問 入湯税の今後の使われ方について

答弁 今後も観光振興に積極的に充当してまいります

7 番 宗形 一輝 議員

【質問：宗形 一輝 議員】

7 番、宗形一輝です。入湯税の今後の使われ方について質問させていただきます。

地方税法では、入湯税は鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課す目的税です。



入湯税の歳入歳出は例年約 900 万円のうち、環境衛生に 500 万円ほど、消防施設等に 130 万円、残りの 300 万円ほどが観光振興に使う振り分けとなっております。

中標津町の交流人口は日に 5 万人とも言われておりますが、町外からたくさん人の出入りがあり、ビジネスや観光で来られる方が多く宿泊が伴っております。

この中標津の交流人口が多いという特色をしっかりと活かしておかないと、入湯税の減収につながります。交流人口をしっかりと増やしていくことを考えていくには、観光振興を強化していく必要があると思います。

しかしながら、入湯税の観光振興に充てる割り当ては毎年約 300 万円で、全体の 3 割となっております。

なお、札幌市では平成 30 年度決算で約 4.1 億円のうち、観光振興に約 3.1 億円充当されております。全国的に見ても入湯税の使われ方が考えられております。

環境衛生や消防等に法律上割り当てられることは上記のとおりですが、これらの事情を踏まえて、入湯税として直接的に税を納められたところには、観光振興として主体的に充当していくべきであって、環境衛生や消防等は来町された方のごみの処理費等に間接的に使われていると思いますが、補助的に充当していくべきだと思います。

入湯税の観光振興の充当の割合を引き上げ、交流人口を増やし、より活気のある事業

にしていくべきだと思いますが、この点に関して町長はどのようにお考えでしょうか。

【答弁：町長】

宗形議員御質問の入湯税の今後の使われ方につきまして御答弁申し上げます。

目的税であります入湯税は、地方税法第 701 条の規定により、鉱泉浴場所在の市町村が環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光施設の整備を含む観光の振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課すものとされております。

当町におきましては、中標津町町税条例により、12 歳未満などの課税免除者を除く鉱泉浴場の入湯客 1 人につき、宿泊 1 日 150 円、日帰り 70 円を課税し、鉱泉浴場の経営者である特別徴収義務者において申告納付をいただいているところであります。

平成 30 年度入湯税の決算額 934 万 3,000 円における充当事業は、議員が言われましたとおり、環境衛生施設整備として一般廃棄物最終処分場の設備改修事業に 496 万 2,000 円、消防施設整備として消防ポンプ自動車等の整備事業に 135 万 2,000 円、そして観光振興として中標津観光協会及び観光イベントの補助に 302 万 9,000 円を充当し、その用途状況につきましては、例年、町の広報紙 10 月号を通じてお知らせしているところでございます。

このように入湯税の充当につきましては、国の入湯税の用途の例示に従い、観光振興だけにとどめず、環境衛生施設整備や消防施設整備にも充当し、納税義務者や住民に対して説明責任を果たす観点により、それぞれの事業に偏りが生じないように、一般財源の比率に応じて充当しているところであります。

御質問にありました、入湯税の観光振興への充当割合の引き上げにつきましては、前段申し上げたとおり、国の入湯税の用途の例示に従って納税義務者や住民に対して説明できるよう各種事業に充当するものと考えておりますが、観光振興に伴う事業につきましては、平成 30 年度において入湯税収入を上回る 4,400 万円の事業費により、観光振興対策、観光諸行事開催、広域連携観光 P R 事業など各種施策に取り組んできたところであります。

入湯税はビジネスや観光で来られる方々などの入湯客が負担することによって収入につながるものであり、その上で交流人口を増やし、より活気のある事業を実施することは、入湯税の減収対策、また、観光振興を強化する上で非常に重要なことでもありますので、今後においても、国の入湯税の用途の例示を踏まえた中で、観光振興に係わる

経費に積極的に充当していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 9 月 定例会 一般質問

通告 5

質問 新型コロナウイルス感染症差別防止対策について

答弁 今後も継続的に発信していきます

3 番 阿部 隆弘 議員

【質問：阿部 隆弘 議員】

3 番、阿部隆弘です。先に通告いたしました 2 件について御質問いたします。

1 点目でございます。新型コロナウイルス感染症差別防止対策について御質問いたします。全国、全世界で新型コロナウイルス感染症が拡大する中、先の見えない不安から感染者やそのご家族、関係者への誹謗中傷、感染者の出た飲食店や事業所への嫌がらせ、学校でのいじめ、さらには医療従事者等への差別が行われるなどの事例が全国で発生しております。ほかにも根拠のないうわさやデマ、個人的な憶測に基づく不確かな情報が SNS で拡散されるなど、耐え難い思いをされている人々が実際にいらっやいます。

新型コロナウイルスはすべての人に感染する可能性があります。ウイルスは目に見えないし特効薬もワクチンもまだできておりません。誰しものが感染したくないと思っています。不明なことが多いウイルスであり、強い不安や恐れ、ストレスを感じて振り回されてしまいます。

一方で、感染したこと言い出せずにいる人もおります。感染が疑われる症状があっても受診をためらうことで感染が拡大することにもつながります。本町では、現在感染者は発生しておりませんが、今後、いつ感染者が発生する事態となるかもしれません。

本来あってはならない差別でございますが、今後の対応として、差別を受けた方の相談窓口や、警察、法務局などしかるべき機関への相談対応などの体制について、どうお考えでしょうか。

また、差別しない、させない取り組みを学校や業界、団体の皆さん、町全体で取り組むことが重要ではないでしょうか。町長のお考えをお聞かせ願います。



【答弁：町長】

阿部議員御質問の新型コロナウイルス感染症差別防止対策について御答弁申し上げます。

現在、北海道内におきましては首都圏や関西圏などの大都市圏と比べますと、感染は一定程度、抑えられている状況にあります。いつ発生しても不思議ではない状況の中、中標津町内での感染が報告されていないのは、町民一人ひとりが様々な活動を制限、あるいは自粛するとともに、町内会・各企業や事業所におきましても、いち早く手指消毒の呼びかけやマスクの着用、3密環境を作らないなどの飛沫感染防止策の取り組み、さらに、北海道が掲げる新北海道スタイルの実践など、一丸となって予防に力を注いでいただいた成果と考えており、改めてお礼を申し上げるところでございます。

北海道の感染情報の公表のあり方でございますけれども、感染症法等の関係法令のもと、感染拡大の防止といった公衆衛生上の必要性和、感染者等に対する誹謗中傷が起こることのないよう、個人情報の保護と比較衡量しながら、本人の同意を得られた内容について、患者の年代や性別、行動・滞在歴等を公表しております。

その際、国が都道府県単位を基本とする中、北海道は振興局を基本単位として発表しておりまして、感染者が発生した市町村であっても、独自に公表することはできないこととなっております。

このため、感染者や濃厚接触者等の対応は、相談・指導・ケア全般を道並びに保健所が医療機関と連携をしながら個別に対応しているのが現状でございます。

町での感染が確認された場合、基本的には北海道の指示のもとで対応していくことになりますが、本人の希望によっては制度等の利活用も含め、個々の相談にも応じてまいりたいと考えております。

議員御指摘のとおり、だれもが感染する可能性がある中で、感染者やその家族に対する根拠のない憶測に基づく情報がSNSなどで拡散されるなど、差別や偏見、誹謗中傷などが行われる人権侵害は許されるものではありません。国では法務省において既に相談窓口が設置されておりますが、北海道でもこうした人権侵害が行われることのないよう普及啓発に取り組むとともに、感染症に起因する人権侵害に関する相談窓口を設けることを考えております。

本町におきましても、9月町広報誌に「新しい生活様式」の実践のお願い、感染症が疑われるときの行動、さらに感染者への誹謗中傷につながるような根拠のない噂を流したり、個人を特定することがないように、正しい情報に基づく冷静な行動への御理解と御

協力をお願いするチラシを折り込み、お知らせしたところでありますが、今後も継続的にホームページ等においても発信したいと考えております。

また、教育委員会からは児童生徒や保護者に感染症に関する差別や偏見の防止に向けてのメッセージを5月と9月に配布したほか、児童の発達段階に応じた指導も実施しております。

今後も町民の皆様に対しまして、人権に配慮した冷静な行動していただくことをお願いするとともに、引き続き、手洗い、消毒、咳エチケットの励行、3密を避けるなどの基本的な予防対策を徹底していただくよう周知を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

質問 組織機構の見直しについて

答弁 新たな計画を実行するため最適な組織機構の見直しを進めます

3 番 阿部 隆弘 議員

【質問：阿部 隆弘 議員】

組織機構の見直しについて御質問いたします。

平成 23 年度から開始された、第 6 期中標津町総合発展計画の第 1 章、参画と協働で未来を築くまちづくり 1 の 6、計画的な行政経営の推進の主要施策 1、効率的・効果的な行政運営、行政改革の推進の②に、組織機構の見直しが明記されております。

その年に行財政改革の一環といたしまして、機構改革が全職員で取り組まれ、1 年間の議論を経まして、平成 24 年度から実施されたと記憶しております。それから、西村町長へと引き継がれました第 6 期中標津町総合発展計画も、本年度最終年度を迎えております。

平成 24 年度以降は、平成 29 年度に子育て支援室の一部と、住民保険課の国保、後期高齢者医療の一部の機構の見直しをなされ、平成 31 年度には、国民健康保険改革による機構の変更を実施したものにとどまっております。現在町立病院では、経営改革に向け、経営改革プロジェクトチームを立ち上げ、全職員で取り組みが進んでおります。

本庁では、職員の不祥事が続くなど、不正をチェックできない業務体制、心の病での休職や、中堅・若年を問わず離職者が発生するなど、職員が孤独や不安・不満を感じるような組織機構になってしまっているのではないのでしょうか。さらに近年の採用職員の早期退職、技術者、有資格者の応募減など、人材育成も見据えた本町の職員定数や組織

機構を見直す時期に来ているのではないのでしょうか。

町民の皆さんのニーズに対応するため、業務内容に即した、町長が目指す住みやすさナンバーワンのまちづくりに適応した組織機構改革が必要ではないのでしょうか。

仮称第7期中標津町総合計画での行政改革の取り組みといたしまして、また、本年度より開始されました会計年度任用職員の配置と運用も含めた組織機構の見直しについて、どのように考えておられるか、町長の考えをお聞かせ願います。

【答弁：町長】

阿部議員の組織機構の見直しについて御答弁申し上げます。

多種多様化する行政需要の変化に対応するとともに、住民サービスの維持向上を図るため、効率的な組織機構を構築していかなければならないと私も考えておりますが、御質問にありますとおり、近年採用職員の早期退職が増加傾向にあるほか、技術者、有資格者の確保が困難な状況にあり、マンパワー不足により職員個々に負担が増し、将来に向けた人材育成にも影響が出てきております。さらには、これまでにない横断的な業務が増加するなど、対応に苦慮しているのが実態でございます。

職員の定数管理につきましては、第5次定員管理計画が本年度で終了するため、会計年度任用職員も含めた適正な職員数の確保及び配置が可能となるよう見直し、改訂作業を進めていくほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に策定作業が遅れております第7期中標津町総合計画の中でも、効果的、効率的な組織機構の構築に向けた検討を進めながら、新たな計画を実行するために最適な組織機構の見直しを行いたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

令和 2 年 9 月 定例会 一般質問

通告 6

質問 戦略的な情報発信、こまやかなメッセージ発信について

答弁 効果的・効率的な情報発信の調査・研究を進めます

18 番 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

18 番、松村康弘でございます。このたびは 3 点の質問を準備いたしました。

1 点目でございます。戦略的な情報発信、こまやかなメッセージ発信についてお尋ねいたします。

先般、6 月定例会の一般質問において、コロナ禍における変化の兆しにおいて、我が地域に風が吹き始めていると申し上げました。今般の中央政界の動きは、超過密の巨大都市から地方への IT を利用する中での企業の移転やテレワークによる移住などの可能性が現実の政策として浮上するさまを、目の当たりにしている感がございます。町長も先ほどの町政執行方針の中で特に「6」雇用の項で、サテライトオフィス開設や企業誘致の調査研究に言及されておりますが、これに対する取り組みについて、戦略的な情報発信が求められていると考えます。



現時点において、知床 7 町、南知床 4 町、そして我が町中標津町においては、この時代の要請に対して、どのように対処しようとしているのでしょうか。

道内においては、テレワーク対応のインフラ整備をなし遂げ、既に誘致のための情報発信を始めている自治体もある中で、私たちの地域は、いまだコロナ感染を見ない適疎な環境を備え、さらに東京直行便を有する町として、岩谷学園の進出を見るまでもなく、潜在的可能性が顕在化しつつあると考えます。

一方で、新たな企業進出に対応する都市整備の現状の面で考えると、先行地域に比して遅れているという感は否めないのですが、それでも戦略的情報発信については、覚悟がありさえすれば可能ではなかろうかと考えます。

まずは、インフラ整備は走りながら実行に移して良いのであり、今は大都市の企業にヒットするキーワードを選定して発信を始めるべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

次に、こまやかなメッセージの発信についてであります。我が町におけるふるさと納税のリピート率についてお尋ねいたします。

近隣には根室市や白糠町など全道有数の実績を誇る自治体があります。我が町とそれらの町を複数利用している首都圏の知人から、返戻品の送付とともに送られてくるメッセージにおいて、我が町のものは印象が薄いのではないかと指摘を受けております。

ふるさと納税は、企業にとっての顧客名簿作りのようなもので、これをいかにフル活用するかにおいて、自治体間の政策実現能力に差が出ているのを目の当たりにする昨今、この町行政から発信されるメッセージについて、早急に深く研究し改良を目指すべきと考えます。いかがでございましょうか。

このような視点の延長線上に、このたび提起いたしました戦略的情報発信の正否がかかっているのではないかと考察し提起するものでございます。よろしく御答弁お願いいたします。

【答弁：町長】

松村議員御質問の1点目でございます。戦略的な情報発信、こまやかなメッセージ発信について答弁申し上げます。

我が国の経済は新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、過去に経験したことのない甚大な影響を受けまして、極めて厳しい状況が続いております。7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」においては、新型コロナウイルス感染症への対策として広まったテレワークなど、新たな働き方やワークライフバランスの取り組みの流れなど後戻りさせることなく、二地域居住、関係人口の創出など地方への新たな人の流れによって地方創生を図っていくことが盛り込まれております。

本定例会では、テレワーク誘致事業の補正予算を上程させていただき予定でございます。本町には雄大な自然環境と空港、病院といったインフラや利便性の高い商業施設など、他の地域にない魅力や優位性がありますので、町内でテレワークを実施する企業へ支援を行い、問題点や改善点の洗い出しを行うとともに、サテライトオフィスの開設やリモートワーク、ワーケーションの誘致促進に向けて取り組みを進めてまいります。

次に、本町のふるさと納税のリピート率でございますが、令和元年度の実績では全体で4,624件の寄附者のうち、813件、17.58%の方がリピーターとして確認されております。御指摘のありました寄附者に対する礼状につきましては、寄附に対するお礼を申し上げるほか、今後の行政推進のために有意義に活用させていただき、引き続き本町のP

Rに努めるとともに、自然と暮らしが調和した、だれもが住みたくなる、訪れたくなる町づくりに取り組んでいく旨を記載し、変わらぬ御支援御協力をお願いする内容としております。

礼状を受け取った寄附者に思いが伝わり、リピーターとして継続的な寄附をいただくことは、大変重要であるものと認識しておりますので、強烈なインパクトを与え我が町のサポーターとなっただけのために何をすべきかを、調査研究していくとともに、昨年度初めて実施し好評を得ました「ふるさと応援ツアー」など、寄附者との距離を縮める事業を展開し、貴重な自主財源であります、ふるさと納税の獲得に努めてまいります。

いずれにしましても、利便性が高く住みやすいという中標津らしさを継続発展させるため、さまざまな分野で情報発信は重要であるものと認識しております。効果的・効率的な情報発信に向け調査研究をさらに進めてまいりますので、御理解御協力を賜りますようお願い申し上げます。

質問 釧路空港におけるピーチアビエーション対応について

答弁 中標津空港圏域の情報発信・周辺地域の魅力向上に取り組めます

18番 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

2点目でございます。釧路空港におけるピーチアビエーション対応についてお尋ねいたします。

この夏、ピーチアビエーションは釧路成田間の便を就航させました。親会社のANAとの競合を避ける意味合いにおいて、関西便だけの乗り入れにとどまるのではと思っていただけない、東京直行便を地域活性化の大事な柱としている我が町にとっては、極めてショッキングな出来事であると言わなければなりません。

この際、東京直行便について、何がしかのてこ入れ策が求められていると考えます。お客には来て欲しいがコロナは怖い、であるならばPCR検査をしていただく誘導と、その費用を当方で負担するなどということは不可能なのではないでしょうか。GOTOキャンペーンの活用で費用の捻出はできないものではないでしょうか。ぜひ研究をしていただきたいと思います。

さらにその後、ピーチアビエーションは火水木の3日間の減便を発表しました。コロ

ナ禍による搭乗率の悪化のせいですが、この３日間休んでいる機体の運用はどうなっているのでしょうか。根室管内、人生感を変えと言わしめたこの適疎な地に、週に１便でも良いから飛ばしてみませんか、今この時期に要請活動を実現させることは、今すぐではだめでも、コロナ禍以降に芽が出るための前項で述べました戦略的情報発信の一環であると考えますが、早急にチャレンジすべきテーマと考えます。いかがでございましょうか。

【答弁：町長】

松村議員御質問の２点目、釧路空港におけるピーチアビエーション対応について御答弁申し上げます。

６月２３日にピーチ社は成田空港における事業計画の中で、８月１日から新規路線として成田釧路線の就航を発表いたしました。我々といたしましても、あまりにも突然の発表で非常に驚いたところでありましたが、ピーチ社によりますと、６月時点の需要の回復状況から国内線全便の運航再開とともに、日本の地方経済の再生に向けて路線網の拡大を行うとの方針から成田釧路線が就航となりました。

また、この時に述べられたコメントから道東地域に所在する釧路以外の帯広、女満別、中標津、紋別４空港への就航の可能性についても検討されていることがわかりました。

しかしその後、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う需要の減少により、各航空会社においては、毎月のように減便を余儀なくされ、ピーチ社におきましても、９月は関西釧路線、成田釧路線ともに週２便から３便の減便となっているところであります。

平成３０年にピーチ社が初めて関西空港から東北北海道への路線を就航させる際、我々も中標津空港への誘致に向けて要請活動を行ってまいりましたので、新規路線に対する思いは議員と全く同じでございます。

しかし、釧路空港を発着とする関西線成田線の安定した利用実績がなければ、さらなる道東地域への新規就航は望めませんので、本町といたしましては、周辺地域と連携し、コロナ収束後を見据えた観光地としての魅力を高めながら、地域全体で観光需要の拡大に努めていきたいと考えております。

また、今回ＰＣＲ検査の費用を負担してでも、東京中標津線の利用拡大ができないのかとの御提案をいただきましたが、新型コロナウイルス感染症に関する検査については、ＰＣＲ検査のほかにも、抗原検査、抗体検査など国が研究や対策を講じている分野であり、一自治体で対応することは非常に難しいというふうに考えております。

観光需要の喚起策でありますGOTOトラベルは、いよいよ10月から東京を発着とする商品も販売されることになりましたが、依然としてコロナウイルス感染症の拡大を懸念される声も多く聞かれておりまして、観光需要が完全に戻るまでは、まだまだ時間がかかると言われております。

本町では、空港利用促進対策といたしまして、第3回臨時会で議決いただいた中標津空港ブランディング推進事業や、中標津空港利用拡大キャンペーン事業などによりまして、中標津空港圏域の情報発信や中標津空港を核とした、周辺地域の魅力・価値向上のための取り組みを進めるとともに、本定例会に補正予算を提出予定の中標津空港におけるサーモグラフィー設置支援によりまして、新型コロナウイルスの空港での水際対策を強化し、安心安全な空港利用に寄与していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

質問 中標津町通所介護予防事業の変更について

答弁 より良い高齢者福祉の充実に努めます

18番 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

3点目、中標津町通所介護予防事業の変更についてお尋ねいたします。

ここに6月25日付けの町長名による、中標津町通所介護予防事業利用者御家族様あての文書がございます。このたび国の介護保険法の改正等により、平成18年度より実施している通所介護予防事業は、令和2年10月から新しい介護予防事業として事業内容を変更して実施していく旨が記載されておりますが、一方で、従来の送迎、昼食の提供はしないと記載されており、ここに従来からの利用者の皆さんの困惑が透けてまいります。

そこでお尋ねいたしますが、平成18年度以来の事業実績とその評価について、まずお聞きします。

次に、この実績は国の介護保険法の変更により、現状のサービスが続行できかねるほどの影響を受けるものなのでしょうか。最近、社会福祉協議会の人手不足が聞こえてまいります。それとも関連があるのではと勘ぐってしまいます。その影響ではなく、純粹に国の助成打ち切りに対して、町単費による事業継続が困難と判断した結果なのでございましょうか。結果として、民間のデイサービスへの移行も提案されておりますが、町

内のキャパシティーと移行に伴う費用負担増の可能性は、どのようになるのでしょうか。

6 月以来、今日までの状況の推移と利用者の皆様の御理解について説明をいただきたいと思います。

【答弁：町長】

松村議員御質問の 3 点目、中標津町通所介護予防事業の変更についてに御答弁申し上げます。

中標津町社会福祉協議会に委託して実施しております現行の通所介護予防事業は、介護認定を受ける前の状態の方で、国が定める基本チェックリストの項目に該当する 65 歳以上の方を対象とし、元気な方と要介護認定者の中間の状態になる方に参加していただいております。

この事業の平成 18 年度からの実績は 1 日の利用定員 15 人に対しまして、7、8 人程度でありまして、利用登録者数約 50 名の方が介護認定を受けずに元気に通所してきたことは、本町の介護認定率を低い水準で維持することの要因の一つとして、評価しているところでございます。

国が示す新しい介護事業予防の概要でございますが、介護認定者を増やさず認定者は重症化させないという観点に加え、元気な高齢者を増やすことを目的としまして、市町村に対し元気な高齢者を含めた介護予防サービスの提供や自主組織等への活動支援など、高齢者の社会参加の場を創設するなど、市町村の実情に応じた取り組みを実施する制度となっております。

これまでの利用者が限定され、少ない人数へのサービス提供から、より多くの方が参加でき、サービス利用と事業に主体的に参加する 2 面性を持った通所とし、介護予防や認知症予防の活動に取り組める事業を見直ししようというものでありまして、令和 3 年度当初の開設を目指し、本年 10 月からモデル事業を行うものでございます。

事業の具体的な内容は、総合福祉センター内のデイサービスセンターで、一度に複数の介護予防や認知症予防に関する活動メニューを用意し、参加者が自身の興味や関心のあるメニューを選択できる形態とし、スタッフがサポートする仕組みとするものでございます。モデル事業には個々の参加のみならず、社会福祉協議会が支援する高齢者サロンや老人クラブにも参加いただきながら、送迎の方法や活動メニューの体験と評価をお願いし、事業内容の充実に協力していただくとともに、高齢者サロンの既存の活動にス

スタッフが出向くなど、地域の高齢者の集いの場の活性化にも役立てていく仕組みづくりの構築を図ってまいりたいと考えております。

議員御指摘のとおり、従来からの利用方法が変わるという点もございます。これまでの利用者は介護認定を受け、介護保険事業所のデイサービス利用、または新しい事業への参加を選択していただくこととなりますが、現在までに新しい事業に参加し、継続して総合福祉センターに通所する意向の方は、43名中4名となっており、他の方は介護保険サービスの利用に移行することとなっております。

町全体の介護事業所におけるデイサービス事業は定員以下となっており、また、個人負担額も現状と同額程度となる見込みでありまして、新しい通所先に関しては利用者が不安のないよう、ケアマネージャーやデイサービスの職員が、丁寧に説明を行っております。

送迎に関しましては、介護保険事業所に移行する方は各事業所が行うこととなります。継続して通所を希望される方の送迎は、新しい事業のモデル事業の開始とともに、一旦既存事業と同様の送迎形態は取りやめることとはなりますが、御家族の協力も得られることで確認しており、今後は高齢者サロンや通所利用を希望する団体の送迎に振り向け、関係者の協力のもと、町内会館などと総合福祉センターをつなぐ移送手段とできないか、課題抽出のために、まずは拠点方式による送迎のあり方を探ることとしております。

また、昼食に関しましては、従来の固定金額による昼食提供を廃止いたしますが、持ち込みや出前の発注の取りまとめ等は可能でありまして、既存利用者には御説明申し上げます。

通所介護事業の見直しは、社会福祉協議会の人員の問題や経費の問題から実施するものではございません。より多くの方に、介護予防認知予防のサービスを提供するための仕組みに変え、元気な高齢者には活動の拠点となる集いの場とし、さらに将来的には障害者支援団体等と連携し、共生型の通所事業を目指していくものでございます。モデル事業を踏まえ、より高い高齢者福祉の充実に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 9 月 定例会 一般質問

通告 7

質問 ウイルス対策時の災害について

答弁 避難誘導・情報伝達の強化に取り組みます

12 番 佐野 弥奈美 議員

【質問：佐野 弥奈美 議員】

12 番、佐野弥奈美です。ウイルス対策時の災害について質問させていただきます。

今流行りのコロナウイルスによる感染者は、幸いなことに中標津でまだ発症者はいませんが、GOTOトラベルなどで道外からの観光客が来られることにより、水際対策はされているにも関わらず、不安な思いをされている方もいらっしゃると思います。

そんなコロナ禍の中、本州では台風や豪雨による大きな災害がありました。被災された方が避難所への避難をされていましたが、コロナの影響で収容人数が大きく減少されていました。3 密を避けるため避難所の収容人数の制限や消毒など、今まで以上に気をつけなければいけないことが多くあることを知らされました。

中標津町でも十分な収容人数と場所が確保されているとは思いますが、中標津町のホームページ上で指定避難所等の確認をすると、令和元年度保存版として一覧が載っていますが、建物が併設されている避難所場は全町で 31 カ所、うち総合福祉センターは介護が必要な方、障害がある方用となっています。町中において 13 カ所のうち 6 カ所は、大雨の場合、浸水や土砂災害の恐れがあるため避難所にはなりません。一時避難所も 26 カ所もありますが、屋外ということもあり、大雨には対応できません。

最近、北海道でも大雨の災害は増えています。そんな中、今回のように感染症対策を行わなければならない状況下で、避難場所での人数制限を行わなければいけないということは、避難箇所を増やさなければいけないのではないのでしょうか。

昨年 6 月の一般質問で、ペットとの避難についても質問させていただきましたが、コロナ禍の自粛の中で、家にいることが多くなったことにより、また、給付金が出たことによりペットを飼う人も多くなっています。



当然、災害時はまず自助だと思っています。自分の命は自分が守ることが第一ですし、これだけ色んな災害が各地で起こっている報道を見れば、必然的に個々に防災対策はされていると思います。私も当然自分の分だけではなくて、犬の分と高齢の親の分の備えとしてはあります。

でも、災害により家が被災した場合、どうしても避難をせざるを得なくなった人たちが最終的に頼るのは公助です。まずは町民の安全です。指定されている避難所に行ってみたら、ウイルスの関係でこれ以上受け入れられませんと言われた時にどこに行けば良いのか。ペットを連れて行って良いのかなど、さらに不安が増します。混乱している中でさらにパニックになることも考えられることから、避難所なども増やさなければならぬと思いますし、見直し等も必要と思われます。

また、臨時的や新たに増やした場合に、どこにあるかわからないと言ったことも起こり得ます。そういった時に、だれが見ても、例えば中標津に最近越してきた方、また旅行で訪れてホテルに滞在していた方などが、そういう人でもわかりやすい防災マップ等を、町内会や各種団体と話し合い作っていただきたいと思います。

現状の防災マップのように、丁寧に細かいものではなくて、子供でも高齢者でも見やすい、よくある観光マップなどのようにイラストなどを利用し、大きな文字で何カ所かの避難所をわかりやすく書いてあれば、慌ただしい中でも、それを渡して移動してもらえることができると思いますし、やわらかいイメージで作っていただければ、少しでも被災した方の心に余裕が出てくるのではないのでしょうか。

人が殺到してバタバタしている状況の中で、だれに聞けば良いのかわからない状況を作らないためにも、災害対応に当たっているだれもがその簡易的なマップを渡し、簡単な説明ができるようになっていれば、被災された人も安心すると思います。

デジタル化が確かに進む中で、自分なりにスマホで調べるのは大変便利かもしれませんが、災害中つながりにくくて、さらにわからないと言った不安もあるかと思います。大げさかもしれませんが、大型災害は今では想定外ではありません。

今言った簡単なマップ、何十年か後にあの時、あんな質問したやつがいて作ったけど結局無駄だったでも良いと思います。備えあれば憂いなしです。町財政の厳しい折、無駄な出費と思われるかもしれませんが、安全で安心のまちづくりのためには必要と考えますが、町長の考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

佐野議員御質問のウイルス対策時の災害について答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の収束もまだ見通せない中、近年頻発化・激甚化する自然災害への対応も、これまでとは違った対応が求められております。

多くの住民が押し寄せる避難所で3密をどのように回避するか、感染防止に係る物資を備蓄するなど、国が示すガイドラインに沿って対策を講じているところではあります。が、実際に災害が発生した際に、避難所の過密状況を的確に把握した上で、速やかに住民へ情報提供し避難誘導することも重要であると考えております。

また、ペットとの避難につきましては、飼い主にとっては家族であり、避難する際も一緒に居たいというお気持ちは十分理解できる場所ではありますが、動物が苦手な方やアレルギーをお持ちの方もいらっしゃる中で、ペットスペースの確保はなかなか課題が大きいというふうに思っておりますので、先進自治体の事例も参考にしながら、避難所を運営していただく町内会など地域の自主防災組織の方々と、研究をさせていただきたいというふうに考えております。

また、御質問にありました、わかりやすい防災マップの作成も含め、避難所をたらい回しにすることのないよう、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営につきまして、日ごろより、町内会や各種団体と連携を図っておくとともに、災害時の情報伝達の強化についても、改めて取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 9 月 定例会 一般質問

通告 8

質問 町民が健康運動を継続定着させるための施策について

答弁 今後も健康づくり事業の推進を図ります

6 番 松野 美哉子 議員

【質問：松野 美哉子 議員】

6 番、松野美哉子でございます。町民が健康運動を継続定着させるための施策についての質問でございます。

コロナウイルスの感染流行により、世界中が大変な状況の中、中標津町では感染者が発生しておりません。町の中のあらゆるところに、また、各家庭にも消毒スプレーが設置されマスクの着用など非日常の中で、日常行動として定着しております。それぞれの意識ある行動に敬意を表します。それらの行動がインフルエンザの流行をも抑えられるのではと言われております。安心安全な生活に戻るのを祈るばかりです。

さて、このコロナ対策に運動することの効果があると言われ奨められております。斉藤真嗣医師の出版書、「体温を上げると健康になる」で筋肉活動を行うことで免疫力が上がるとあります。

国の施策、健康日本 21 により、中標津町の健康づくり推進計画の中でも、町民が運動するための後押しとして、なかなか健康なかしべつポイント事業が行われ、魅力的な商品が多数用意され続行されております。

しかし、運動にかかわるポイントの捺印場所は、スポーツを行う場所に限られております。町民の身体活動の幅を広く調べ、その事業の内容の趣旨に則り、より多くの町民に行き渡る方法がないものかと思えます。

朝のラジオ体操、犬の散歩、ウォーキング、ジョギング、フォークダンス、ソーシャルダンス、ヨガ、テニス、ミニテニスなど、健康体操、パークゴルフ、合唱などなど、他にもありましても、健康を気遣い動いていられる個々の方々、仲間作りの方々にも、インパクトある方法で、町行政からの働きかけを実感し、楽しく継続できる仕組みを考えていかれないでしょうか。



本年度のなかなか健康なかしべつのポイント商品にあるスマートウォッチは、個人の活動を確認できる方法です。児童生徒にはパソコンを。大人にはスマートウォッチを。スマートウォッチ購入の助成などは考えられないでしょうか。

補足です。スマートウォッチは健康管理、歩数計、消費カロリー計、移動距離記録などでデータを計測したり、心拍数、睡眠計で健康管理をサポートできたりする腕時計型の商品です。

令和2年9月1日現在、中標津町には100歳越えの御長寿の方が14人もいらっしゃいます。20年後に来るであろう中標津町の超高齢化時代に元気な町であるために、今から取り組むべきと思いますが、町長はいかがお考えでしょうか。

【答弁：町長】

松野議員御質問の、町民が健康運動を継続定着させるための施策について、御答弁申し上げます。

中標津町健康づくり推進計画は、第6期中標津町総合発展計画で目指す、健やかでやさしいまちづくりの実現に向け、町民、地域、関係機関、行政が協働して、町民一人ひとりの健康づくりを支援する環境整備を推進し、町民が健康で自分らしく豊かな人生を送れるよう取り組んでいただくための計画でございます。

計画を後押しする施策としまして、町民の各種健康診査の受診、運動の推進、健康教室等の参加者の増加を目標とし、生活習慣病の予防やがんの早期発見につなげることで、町民の健康保持、健康増進を図り、将来的に健康寿命の延伸や医療費の削減をねらいとした、なかなか健康なかしべつポイント事業を令和元年度から開始いたしました。

このポイント事業の実施方法は、ポイントカードを発行し、健康診査やがん検診を受診したとき、保健指導や栄養教室、運動教室、介護予防教室へ参加したときに、総合体育館やプールなどの運動施設を利用したときにポイントを取得し、10ポイント貯まったカードで希望の商品へ応募でき、抽選で商品が当たる仕組みとなっております。

議員御指摘のとおり、個々の運動や活動も対象とした場合、多くの方の機会が増えることにはなるとは思いますけれども、ポイントの管理方法の問題等もありまして、個々の活動をポイント取得に結びつけるには、公平感を保つことが難しくなるということも想定されます。ポイント事業の趣旨を踏まえ、今後、多種多様の運動やサークル活動などを精査し、ポイント取得の管理ができるよう環境を整えられるのかを検討していくことも必要と考えますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

また、自身の健康管理を行う上で、スマートウォッチにつきましては有効とは思いますが、個人の健康管理は、それぞれでありまして、現段階では町から助成するものとは考えておりません。

この健康づくり推進計画にありますとおり、町民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、継続的に健康づくりに取り組むことが重要だというふうに考えております。

今後も家族、仲間、地域、職場などで健康づくりに取り組めるよう、なかなか健康なかしべつポイント事業なども含めた健康づくり事業の推進を図り、健康増進につきまして周知してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

【質問：松野 美哉子 議員】

一つは、今、町長の返答の中にありました、今後、検討し方向が決められるかどうかを考えていきますという、最後の方の文書なんですけど、そのところは検討し考えられるかどうかということではなくて、検討し改正いたしますと、新しいに捺印場所を増やしていく方向を考えるというふうに、今後進めていただきたい。

そのところについては、スポーツする場所だけではなくて、文化会館や、それから朝のラジオ体操など、しっかりした団体がやっているところもあります。町民の個々の活動をというだけではなくて団体でやっている活動などにも、町の後押しが届くように考えていただきたいと思います。

平成 21 年、2009 年の中標津町の健康づくり推進計画のアンケートからなんですけれども、それは 2004 年にまとめられて発行されておりますが、20 代では 8 割、30 歳から 50 歳では、子育て、仕事が忙しいためか 7 割ほどの町民が運動を全くしない、ほとんどしないと出ておりました。10 年後の現在、30 歳から 60 歳になり、また、さらに 10 年後には 40 歳から 70 歳となります。病の発症や身体的クオリティーが低下する年齢になります。都会と違い、スポーツジムなどもほとんどなく、自分の健康は自分で守る、スポーツ、運動は余暇、趣味、思考では、中標津町民の健康寿命を延ばすことに、手遅れにならないかと危惧しております。

当町では、65 歳以上の方々への活動の支援は多く計画されているようですが、その若い時代からの運動促進への力を貸すことが、身体活動を促進することが予防医療、介護認知度を下げる意味でも大切です。町長も朝ラジオ体操に参加しておられると聞いておりますが、その活動が健康に良いと思われるだけではなくて、スマートウォッチな

どで、結果が見られることで大きな自信になり、健康活動を推進することになるのではないのでしょうか。よろしく願いいたします。

【答弁：町長】

再質問にお答え申し上げます。

まずポイント管理の関係でございますけども、先に答弁申し上げましたとおり、色々な場が確かにあると思いますし、管理するには中々難しい場もあると思います。その辺は整理いたしまして、今後、できる可能性があるものにつきましては、増やしていくような方向で考えていきたいというふうに思っております。ただし、全てのものに該当するっていうふうには考えられませんので、その辺の難しさも御理解いただきたいというふうに思っております。

それと、健康管理でございますけども、これは個人のやはり考え方の部分でございます。非常に御自分で御自分の身体を管理するというふうに、ぜひ考えていただければと思います。もちろん楽しく趣味で運動やっている方も、もちろんいらっしゃいますし、私も健康づくりのために、自分でラジオ体操毎朝やっているんでございますけども、そういうふうに思えるような政策で訴えをしっかりとしながら、今後につなげていきたいと思えます。

また、スマートウォッチにつきましては、健康管理を体調管理する上では重要なものだというふうにはもちろんわかりますけれども、こちらの方はぜひ、御自分で御購入いただいて、多分3,000円台ぐらいからあるというふうにネットで見ますと、そういうふうになっておりますので、そちらの方は町で行っています、なかなか健康なかしべつポイント事業、こちらの動機付けの方で予算も限られておりますので使っているところでございますので、ぜひ御自分でお買い求めいただけるように、そちらの方はお願いしたいと思えます。以上でございます。

【松野 美哉子 議員】

国のデジタル庁の先駆けを、この道東中標津から、スマートウォッチを使って町民の健康づくりのために先駆ける。始めていただきたいと思えます。これからどうぞこれからの活動、それから町民の活動、町からの支援をよろしく願いいたします。終わります。